(素案)

2021年度~2025年度 第3次宍粟市DV防止・被害者支援基本計画 (第3次宍粟市配偶者等からの暴力対策基本計画)



2021年 (令和3年)4月



目 次

第	§ 1	章	計	画	の策	定	(改	定)	に	あ	た	つ	て																	
	1		計画	改	定の	趣	旨			•	•					•	•	•						•		•						1
	2		用語	の	定義																•											2
	3		計画	の	位置	ŀづ	け	及	び	他	計	画	等	ع	の	関	係				•				•							4
	4		計画	の	期間																											4
	5		計画	策	定の	背	景																		•							5
第	§ 2	章	宍	粟	市の	D	٧	に	関	す	る	状	況	ع	課	題																
	1		宍粟	市	男女	共	同	参	画	プ	ラ	ン	市	民	意	識	調	査	か	ら	み	た	D	٧	の	現	状					8
	2		国内	の	男女	間	に	お	け	る	暴	力	の	状	況	•		•		•	•			•			•				1	2
	3		第2	次	計画	ī (Н	28	3年	<u> </u>	∙R	2	年	.度	(O)	取	組	لح	課	題	•									1	4
第	3	章	第	3	次D	V	防	止	計	画	の	基	本	的	な	考	え	方														
	1		計画	の	基本	理	念		•	•	•	•		•		•	•	•		•	•			•	•	•	•	•			1	8
	2		基本	目	標·		•		•	•						•	•				•					•					1	٤
	3		計画	の	体系	•	•		•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		•		•	1	S
第	§ 4	章	具	体	的な	施	策	の	展	開																						
	1		基本	目	標I		D	٧	を	許	さ	な	い	社	会	づ	<	IJ	•	•	•				•	•	•	•			2	C
	2		基本	目	標Ⅱ		相	談	体	制	の	充	実	ع	被	害	者	の :	安	全	確	保	の	体	制	づ	<	IJ			2	1
	3		基本	目	標Ⅲ		被	害	者	の	自	立	支	援	の	促	進	•	•	•	•					•	•	•			2	6
							(参	考)	D	٧	被	害	者	支	援	の :	流	れ				•	•	•	•	•			2	8
第	§ 5	章	計	画	の推	進	ع	数	値	目	標																					
																													_		2	9
	1		計画		推進					•		•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				
	1 2		計画	の	推進 進行	管	理																								2	
				の	推進 進行	管	理																								2	
	2		計画	の	推進 進行	管	理																								2	
<	2		計画	の目	推進 進行	管	理																								2	
<	2 3 参	考	計画数値	の 目 >	推進 進行 標・	管	理		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2	9
<	2 3 参第	考 [2	計画数値	の目 > 粟	推進標· 市男	管· 女	理・共	· ·	· ·	画	・プ	・ ラ	・ ン	• (•	· 令和	n 2	· 年	3)	· 月第	· 专定	· <u>·</u>	· 抜	· 粋								2 2 3	9
<	2 3 参第央	考 [2] 粟ī	計数資次	の目 >粟渇	推進標・市かり	管 女の	理・共暴	同力	· · · 参対:	画策	プに関	・ ラ	・ントる	· (· 6基	令和	· 和2	· 年 画	· 3月 策2	· 月第 定相	· 安定 安言	· ?) 讨妻	抜	· 粋	· · :	· 置	· 要	· · 綱				2 2 3 3	1 3
<	2 3 参第宍宍	考 2 栗栗	計数資次市	の目 >粟渇V	推進標 市か防進行・ 男ら止	管 女のネ	理・共暴ッ	・・・同カト	・・・参対ワ	画策	・プララク	・ラララ会	・ントで議	・ (* る基 設	令和工	· 22 計 要	年画綱	. 3〕 策5	· 月第 定 【	· 安定	· 计 才	抜	料 d 会	· : :	. 置.	• 要•	· · 綱·				2 2 3 3 3	1 3 4

第1章 計画の策定(改定)にあたって

1

計画改定の趣旨

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス=以下「DV」という。)は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。 DVは、外部から発見が困難な家庭内で行われることが多いため、潜在化しやすく、 しかも当事者が被害者または加害者であることの意識が薄い傾向にあります。このため、周囲も気付かないうちにDVがエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

また、子どもの目の前で行われるDV "面前DV" は子どもの心身の成長と人格の 形成に重大な影響を与える"児童虐待"となる行為です。

さらに、交際相手からの暴力、いわゆる"デートDV"も許されない行為です。特に若年層ではSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス^{(※) 1})の急速な広がりにより、被害の形態も多様化しています。

DV被害者の多くは女性であり、その背景には性別による固定的な役割分担意識や 経済力の格差等があると言われています。

こうした被害者の人権を守り、男女が性別を問わず自らの意思によって社会のあらゆる分野で活躍する男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりがDVは誰にでも起こりうる問題であるという認識を持ち、DVを容認しない社会環境づくりと、被害者を保護するために不断の取組が必要です。

平成20年(2008年)、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、配偶者等暴力(DV)対策基本計画の策定において、県は義務、市町は努力義務となりました。

これを受けて、宍粟市では、平成24年3月に「宍粟市配偶者等からの暴力対策基本計画」(以下「DV防止計画」という。)を策定し、平成28年4月には計画の改定を行い「男女がともに認め合い、DVのない、いきいきと安心して暮らせるまち」の実現に向けて、取組を進めてきたところです。

この度、第2次DV防止計画が目標年次を迎えることから、これまでの取組状況や 社会情勢の変化なども踏まえ、計画の名称を『宍粟市配偶者等からの暴力対策基本計画』から『<u>宍粟市DV防止・被害者支援基本計画(第3次)</u>』に改め、本計画を改定します。

用語解説

(※) 1 ソーシャル・ネットワーキング・サービスとは:交友関係を構築するWebサービスの一つで登録された利用者同士が交流できる会員制サービスのことをいいます。

2

用語の定義

本計画で表記する「配偶者等」には、男性、女性の別を問いません。婚姻の届出をしていない、いわゆる「事実婚」に加え、生活の本拠を共にする交際相手、恋人など親密な関係にある(またはあった)異性間、同性間のパートナーも含まれます。また、離婚(事実上離婚したと同様の事情も含む)後や、生活の本拠を共にする交際関係の解消後も引き続き暴力を受ける場合を含みます。

ドメスティック・バイオレンス(DV)とは

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力で、親子間や高齢者と介護家族の間に生じる暴力とは区別されます。

DV防止法では、性別は問わず、配偶者(事実婚や元配偶者も含む。)や生活の本拠を共にする交際相手からの暴力を対象としていますが、市の計画では、生活の本拠を共にしないパートナーなど親しい関係までも含めています。

一口に「暴力」といっても様々な形態が存在し、暴力は単独で起きることもありますが、多くは何種類かの暴力が重なって起こっており、また、ある行為が複数の 形態に該当する場合もあります。

<DVとなる行為の参考例>

	V となる行為の参与例/
区分	暴力の形態の例示
身体的なもの	殴ったり蹴ったりするなど、直接何らかの有形力を行使するもの。 刑法第204条の傷害や第208条の暴行に該当する違法な行為であり、たと えそれが配偶者間で行われたとしても処罰の対象になる。 ■平手でうつ、足でける、げんこつでなぐる ■身体を傷つける可能性のある物でなぐる ■刃物などの凶器をからだにつきつける ■髪をひっぱる、首をしめる、腕をねじる ■引きずりまわす、物をなげつける
精神的なもの	心無い言動等により、相手の心を傷つけるもの。 精神的な暴力については、その結果、PTSD(心的外傷後ストレス障害) に至るなど、刑法上の傷害とみなされるほどの精神障害に至れば、刑法上 の傷害罪として処罰されることもある。 ■大声でどなる ■「誰のおかげで生活できるんだ」「かいしょうなし」などと言う ■実家や友人とつきあうのを制限したり、電話や手紙を細かくチェックしたりする ■何を言っても無視して口をきかない ■人の前でバカにしたり、命令するような口調でものを言ったりする ■大切にしているものをこわしたり、捨てたりする ■生活費を渡さない ■外で働くなと言ったり、仕事を辞めさせたりする ■子どもに危害を加えると言っておどす ■なぐるそぶりや、物をなげつけるふりをして、おどかす

■見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌をみせる

■いやがっているのに性行為を強要する

■中絶を強要する、避妊に協力しない

(注) 例示した行為は、相談の対象となり得るものを記載したものであり、すべてが DV防止法第1条の「配偶者からの暴力」に該当するとは限らない。

※ 出典:内閣府男女共同参画局ホームページ

なお、その他の暴力の区分として次のようなものも含まれます。

★経済的暴力:大きな買い物の決定権を渡さない、酒やギャンブルに生活費をつぎ込む、 仕事を制限する等、経済的自由を許さない暴力

★社会的暴力:携帯電話やパソコンの所有を拒否する、外出先や電話の相手を細かくチェックする、交友関係を細かく管理する、親兄弟から隔離したがる等、社会から被害者を隔離しようとする行為の暴力

★子どもを利用した暴力:子どもに非難・中傷することを言わせる等、子どもを利用して 行う暴力

デートDVとは

な

ŧ

 \mathcal{O}

デートDVとは、DVのうち、婚姻関係のないカップル(恋人など親密な関係にある)の間で起こる暴力のことをいいます。

児童虐待とは

子どもに意図的に身体的・精神的苦痛を与える行為のことを言い、性的虐待、育児放棄、情緒的虐待(ことばによる虐待や心的外傷を残すような懲罰など)等を含みます。

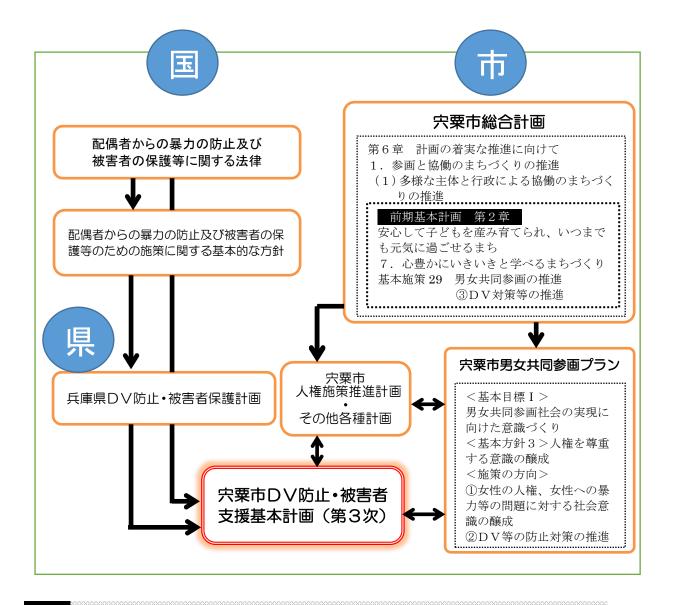
また、世界保健機関(WHO)は、商業的その他の搾取(児童労働や児童買春等) を児童虐待の範疇に加えています。

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフティの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れていかない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目 の前で家族に対して暴力をふるう (DV)、きょうだいに虐待行為 を行う など

3

計画の位置づけ及び他計画等との関係

本計画は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく基本計画です。国が示す基本方針に即し、かつ、「兵庫県DV防止・被害者保護計画」を踏まえた内容としています。また、本計画は、「宍粟市総合計画」、「宍粟市男女共同参画プラン」やその他の関連計画との整合を図り改定しています。



4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間とします。ただし、背景となる関連法の改正や社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

計画策定の背景

(1) 国の動き

平成13年(2001年)4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV防止法」という。)」が成立し、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護することが、国や地方公共団体の責務として位置付けられました。平成16年(2004年)12月の改正では、国による基本方針の策定及び都道府県による基本計画の策定が義務付けられ、さらに、平成19年(2007年)7月の改正では、市町村も国の方針に即し、都道府県の基本計画を勘案した市町村基本計画の策定が努力義務に位置付けられました。

平成25年(2013年)7月には、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、DV防止法の適用対象とする改正が行われました。交際相手からの暴力、いわゆるデートDVも深刻な問題であるとの認識が高まっており、その対策が必要となる中、令和元年(2019年)6月には、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第46号)」が成立し、その中でDV防止法も改正され、配偶者暴力相談支援センターが相互に連携すべき関係機関として児童相談所が明記されました。同改正では、DV被害者及び同伴児の保護対策において、児童虐待防止対策との連携強化が求められています。

国は、県に対しては、被害者支援の中核としての役割を果たすことを期待する一方、市町に対しては、被害者にもっとも身近な行政主体として、相談窓口の設置、支援に対する情報提供、自立に向けた継続的な支援の実施などの基本的な役割について、積極的に取り組むことを期待しています。

(2) 兵庫県の動き

平成18年(2006年)4月に、被害者の安全を確保するとともに被害者が自らの意思で生活基盤を回復するよう支援することを基本とした「兵庫県配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画(以下「兵庫県DV防止計画」という。)」を策定しました。

また、平成21年(2009年)4月には、平成20年(2008年)1月施行のDV防止法の改正と国の基本方針の改定を踏まえた計画の改定(「兵庫県DV防止計画(第2期計画)」)を行い、さらに、平成26年(2014年)4月には、平成26年(2014年)1月施行のDV防止法の改正を受けて、計画の名称を「兵庫県DV防止・被害者保護計画(第3期計画)」に改めるとともに、計画の改定を行いました。そして、平成31年4月には計画期間の満了に伴い、第4期計画として改訂を行ってい

ます。

現行の第4期計画では、県と市町の役割を明確化し、「DV防止に向けた啓発・ 教育の推進」、「市町のDV対策の促進」、「相談体制の充実」、「緊急時の安全確保」、 「自立支援の推進」、「専門人材の育成と関係機関との連携強化等」の6つを掲げ、 DVのない社会の実現を目指して積極的な取組が推進されています。

図表 1-1 から、兵庫県においてもDⅤ相談件数が年々増えていることがわか ります。



(3) 宍粟市の動き

宍粟市では、平成24年(2012年)3月に「宍粟市配偶者等からの暴力対策基本 計画(以下「当初DV防止計画」という。)」を策定しました。

また、平成28年(2016年)4月には、計画期間の満了に伴い、第2次計画と して改訂を行い、当初DV防止計画からの基本理念「男女がともに認め合い、D **Vのない、いきいきと安心して暮らせるまち」**の実現に向けて、相談体制と支援 体制の充実を図ってきました。

①DV相談件数及び相談回数

DV相談件数は平成 26 (2014) 年度以降減少傾向となっており、令和元年(2019) 年度は平成 26 (2014) 年度のおよそ4分の1の7件となっています。相談回数につい ても平成 27 (2015) 年度以降減少傾向であり、令和元年(2019) 年度は 88 回となっ

ています。

この要因の一つに、平成 28 年度から、市役所内の組織の改編により家庭児童相談室と母子父子自立支援相談室の所管課が別々になったことが考えられます。

DV被害は、児童虐待や貧困などの複数の問題を抱えるケースなど、被害者の置かれている状況も多様化しているため、今後はさらに児童虐待防止対策等との連携強化が求められています。

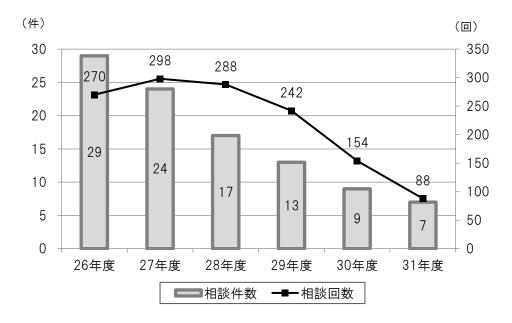
(単位: 件)

<宍粟市におけるDV相談の現状(推移)>

(八文市12837)								
	H 26	H 27	H 28	H 29	H30	H31		
相談件数	2 9	2 4	1 7	1 3	9	7		
相談回数(延)	270	298	288	242	154	88		
一時保護対応	1	1	0	2	0	2		
以 以 以 以 以 以 以 に に に に に に に に に に に に に	0	0	0	0	1	0		

※相談対応について、一時保護以外の対応では、施設以外に避難、警察相談、法律相談などがあります。

■DV相談件数及び相談回数の推移



第2章 宍粟市のDVに関する状況と課題

1

宍粟市男女共同参画プラン市民意識調査からみたDVの現状

(1) 市民意識調査の対象・内訳

宍粟市では、「第2次宍粟市男女共同参画プラン(R2年3月策定)」を策定するにあたり、宍粟市在住の20歳以上の方2,500人と宍粟市内の50事業所を対象に、男女共同参画に関するアンケート調査を行いました。

●調 査 地 域:宍粟市全域

●調査対象者: 宍粟市在住の20歳以上(平成30年11月1日現在)の2,500人

(無作為抽出)

●調 査 期 間: 平成30年12月3日~12月31日

●調 査 方 法:調査票による本人記入方式(本人の記入が困難な場合は代筆可)

●回 収 結 果

調査対象	配付数	有効回収数	有効回収率
20歳以上の市民	2,500件	1,060件	42.4%
市内の事業所	50件	36件	72.%

●有効回収数の内訳 (全体1,060件)

<性別(心の性)>

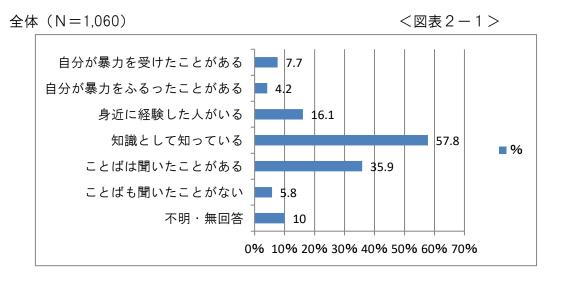
性別(心の性)	男	女	その他	不明
人数(人)	436	611	1	12
割合(%)	41.1	57.6	0.1	1.1

<年齢>

年齢	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	不明·無回答
人数(人)	50	94	138	162	271	339	6
割合 (%)	4.7	8.9	13.0	15.3	25.6	32.0	0.6

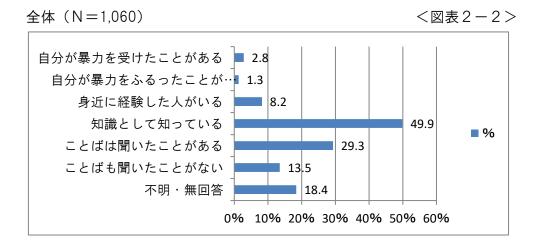
問1. あなたは、配偶者等からの暴力について、経験したり、見聞きしたりしたことがありますか。(複数回答可)

配偶者等からの暴力について、経験したり、見聞きしたりしたことがあるかについてみると、「知識として知っている」が 57.8%と最も高く、次いで「ことばは聞いたことがある」が 35.9%、「身近に経験した人がいる」が 16.1%となっています。



問2. あなたは、恋人からの暴力について、経験したり、見聞きしたりしたことがありますか。(複数回答可)

恋人からの暴力について、経験したり、見聞きしたりしたことがあるかについてみると、「知識としては知っている」が 49.9%と最も高く、次いで「ことばは聞いたことがある」が 29.3%、「ことばも聞いたことがない」が 13.5%となっています。

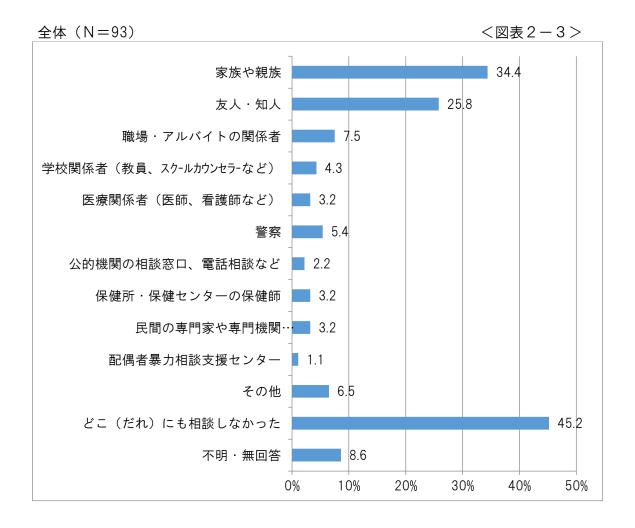


問1、問2で「自分が暴力を受けたことがある」とお答えの方

問3. どこ(だれ)かに相談しましたか。(複数回答可)

どこ(だれ)かに相談したかについてみると、「どこ(だれ)にも相談しなかった」が 45.2%と最も高く、次いで「家族や親族」が 34.4%、「友人・知人」が 25.8%となっています。

また、男女年齢別のクロス分析結果 (**) ¹をみると、いずれの年代も「どこ(だれ)にも相談しなかった」が高くなっています。



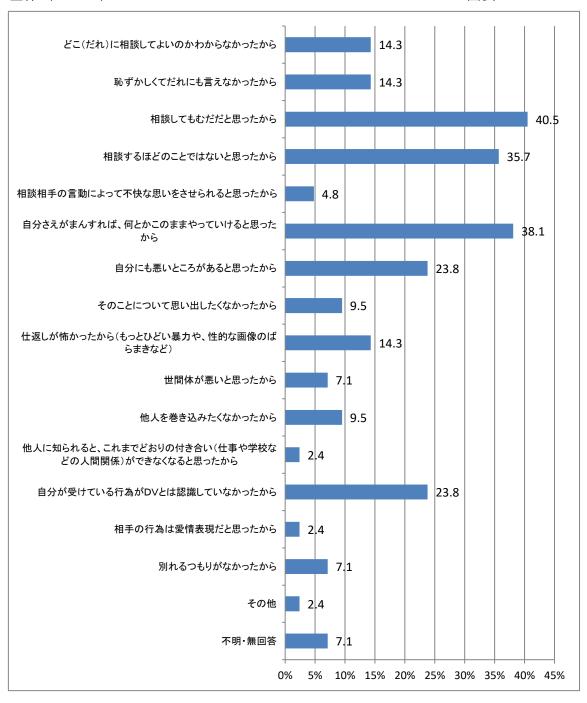
用語解説

^{(※) 1} 男女年齢別のクロス分析結果:男女年齢別のクロス分析結果とは、「宍粟市男女共同参画社会づくりのためのアンケート結果報告書(平成31年3月)」により報告された数値(内容)を引用しています。

問3で「どこ(だれ)にも相談しなかった」とお答えの方 問4. 相談しなかったのは、なぜですか。(複数回答可)

相談しなかった理由についてみると、「相談してもむだだと思ったから」が 40.5% と最も高く、次いで「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」が 38.1%、「相談するほどのことではないと思ったから」が 35.7%となっています。

全体(N=42) <図表2-4>



問5. 異性に対する暴力や性犯罪、売買春、ハラスメントなどから人権を守るためには何が必要だと思いますか。(複数回答可)

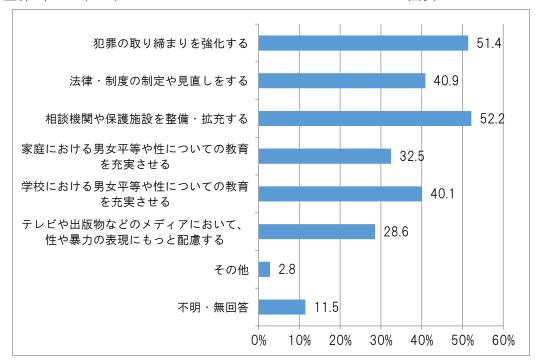
異性に対する暴力や性犯罪、売買春、ハラスメントなどから人権を守るためには何が必要かについてみると、「相談機関や保護施設を整備・拡充する」が 52.2%と最も高く、次いで「犯罪の取り締まりを強化する」が 51.4%、「法律・制度の制定や見直しをする」が 40.9%、「学校における男女平等や性についての教育を充実させる」が 40.1%となっています。

男女年齢別のクロス分析結果 (**1) をみると、いずれの年代も男性では「犯罪の取り締まりを強化する」、女性では「相談機関や保護施設を整備・拡充する」が高くなっています。

DV経験別、デートDV経験別にみると、【自分が暴力を受けたことがある】では、「犯罪の取り締まりを強化する」「法律・制度の制定や見直しをする」が高くなっています。

全体(N=1,060)

<図表2-5>



2

国内の男女間における暴力の状況

内閣府が行った「男女間における暴力に関する調査」では、国内の男女間における暴力の実態は次のとおりとなっています。

用語解説

(※) 1 男女年齢別のクロス分析結果:男女年齢別のクロス分析結果とは、「宍粟市男女共同参画 社会づくりのためのアンケート結果報告書(平成31年3月)」により報告された数値(内容) を引用しています。

【調査概要】

*調査対象:全国 20 歳以上の男女、5,000 人

*調査時期:平成29年12月

*有効回収数(率):3,376人(67.5%)、<女性>1,807人<男性>1,569人

(1)配偶者からの被害経験(結婚したことのある人の総数:2,485人) 約4人に1人が、配偶者からの被害を受けたことがあります。

項目	割合
何度もあった	9.7%
1、2度あった	16.4%
全くない	72.3%
無回答	1.5%

≪被害の内容≫ (被害を受けたことがある人の総数:650人)複数回答あり

- *身体的暴行(なぐったり、ぶったり、物を投げたり等):432人(17.4%)
- *心理的攻撃(人格否定、電話・メールの監視等):333人(13.4%)
- *経済的圧迫(生活費を渡さない、外で働くことを妨害される等):169人(6.8%)
- *性的強要(性的行為の強要、避妊に非協力的等):149人(6.0%)

(2) 子どもの被害経験(総数:590人)

配偶者から暴力を受けたことがある人の子どもの約5人に1人は、配偶者から被害を受けたことがあります。

項目	割合
あった	21.4%
わからない	9.7%
全くない	60.7%
無回答	8.3%

(3) 交際相手からの被害経験

(交際相手がいた(いる)人の総数:1,833人 男性:864人 女性:969人) 女性の約5人に1人、男性の9人に1人は交際相手からの被害を受けたことがあります。

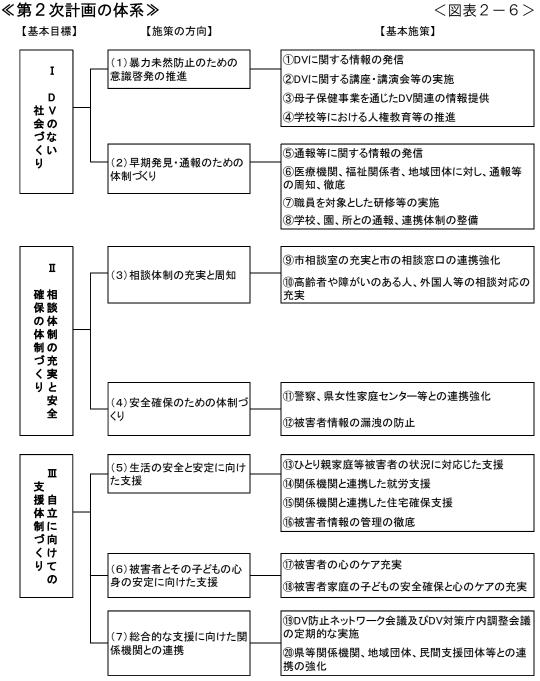
項目	男女総数	女性	男性
あった	16.7%	21.4%	11.5%
なかった	81.1%	77.0%	85.8%
無回答	2.2%	1.7%	2.8%

第2次計画(H28~R2年度)の取組と課題

(1) これまでの主な取組状況

央粟市では第2次計画に基づき、図表2−6に示す3つの基本目標と7つの施策の方向を掲げ、取組を進めてきましたが、社会情勢や生活環境等の変化により、被害は複雑化するとともに、被害者の置かれている状況や望む支援の内容も多様化してきています。今後もDV防止に向け、男女の人権を尊重し、DVに関する理解をさらに市民に促していく必要があります。

現状及び第2次計画の取組状況を踏まえ、課題を整理し、第3次DV防止計画に反映します。



基本目標(I) DVのない社会づくり

施策の方向

- (1)暴力未然防止のための意識啓発の推進
 - (2) 早期発見・通報のための体制づくり

<主な取組内容>

- ◆DV被害の相談先を案内するカードを作成し、公共施設の窓口やトイレに設置しています。
- ◆市広報やしそうチャンネル、子ども子育てアプリなどを活用し、DV防止や相談窓口に 関する情報を発信しています。
- ◆DVに対する正しい知識を広めるため、DVや女性の人権をテーマとした人権啓発DV D「あした咲く」「君が、いるから」などを購入し、自治会などの各種団体の研修会での 活用をお願いし啓発に努めました。
- ◆市の人権啓発冊子「そよ風」に若者に多いスマートフォンを悪用したデートDVの事例 等を紹介しました。
- ◆市職員を対象にDV防止や通報の重要性に関する研修を実施しました。
- ◆学校や幼稚園、保育所、こども園において、教職員はもちろん、保護者を対象に人権教 育講演会を開催するなど啓発を行いました。
- ◆民生委員・児童委員に対し、DV防止対策のリーフレット等を配布し通報の必要性等の 周知を図っています。

課題 DVのない社会づくり

DVを未然に防ぎ、DVを許さない社会づくりのためには、DVは犯罪となる行為であり、重大な人権侵害であるということなど、市民のDVに関する理解をさらに深めていくことが必要であり、働く場や地域など市民が暮らす様々な生活の場で、幅広い対象に向け啓発を行うことが求められています。

配偶者等からの暴力がDVであるという認識は向上してきていますが、デートDV(恋人から暴力)に関する認知度や理解は十分とは言えない状況です。 DVを防止するにはデートDVも深刻な問題であるという認識が重要です。

DVやデートDVを防止するために必要な施策として市民の 40.1%が「学校における男女平等や性についての教育を充実させる」と回答したことも踏まえ、若年層に向け、より早い段階から暴力に対する理解を深める啓発を行う必要があります。

基本目標(Ⅱ) 相談体制の充実と安全確保の体制づくり

施策の方向

- (3) 相談体制の充実と周知
- (4) 安全確保のための体制づくり

<主な取組内容>

◆宍粟市におけるDV被害者からの相談窓口については、母子·父子自立支援員及び婦人

相談員を配置し、相談しやすい窓口となるよう工夫しています。

- ◆「DV相談専用電話」を設置し女性職員が相談に応じることで、相談体制と支援体制の 充実を図っています。
- ◆被害者支援に携わる相談員等に対して、DV防止地域ネットワーク会議や研修に参加する機会をつくり、実務能力や資質の向上に努めています。
- ◆被害者の安全確保のために、警察や兵庫県女性家庭センターと連絡や調整を行い、一時 保護を実施しました。
- ◆被害者等を一時保護した場合、居場所等の漏えい防止の徹底を図っています。
- ◆DV被害者に子どもがいる場合は、さらに家庭児童相談室や学校園所、兵庫県こども家庭センターとも連携し安全確保に努めています。
- ◆DV加害者側からの問い合わせには一切応じないよう、被害者の情報管理を徹底しています。
- ◆住民基本台帳事務における支援措置(住民票の発行の抑止など)の申出があった場合、 関係部署が迅速かつ適切に対応するためのマニュアルを作成し、被害者にかかる情報の 保護及び被害者の安全確保を図っています。

課題 相談体制の充実とDV被害者の安全確保の体制づくり

DV被害にあった時に「だれ(どこ)にも相談しなかった」人の割合は全体で45.2%となっており、その理由は様々ですが、自分が受けている行為がDVであると認識していなかったという人も少なくありません。

DV相談の周知を行う際は、DVは「身体的暴力」だけでなく「精神的暴力」や「社会的暴力」なども含まれるというDVの特性についての理解の啓発と一体的に推進する取組が必要です。

また、市民の 52.2%の人がDVやデートDVを防止するために必要な施策として、「相談機関や保護施設を整備・拡充する」と回答したことを踏まえ、被害者が安心して相談窓口に繋がることができるよう、相談窓口のさらなる周知が必要です。

さらに、被害者の緊急の相談に対しては、被害者自身やその子どもの安全を確保するため、警察や県女性家庭センター、県こども家庭センター等と連絡や調整を密に行い、迅速な保護と適切かつきめ細やかで個々のニーズに応じた支援を行うことが重要です。そのためにも、円滑な支援体制と被害者の情報保護を図る観点から、宍粟市DV防止ネットワーク会議等を開催し、DVに関する正しい認識と被害者対応に関する情報の共有を図るなど、被害者支援に関わる職員の資質向上が求められています。

また、相談に繋がった後も加害者が執拗に被害者の居所を追うこともあるため、被害者がいつでも安心して生活できる環境の整備も重要です。被害者や支援に関わる職員等のプライバシーと安全を確保し、関係部署において情報管理の徹底に共通認識を持ちながら取り組んでいく必要があります。

基本目標(Ⅲ) 自立に向けての支援体制づくり

施策の方向

- (5)生活の安全と安定に向けた支援
- (6)被害者とその子どもの心身の安定に向けた支援
- (7)総合的な支援に向けた関係機関との連携

<主な取組内容>

- ◆被害者の置かれた状況に応じて、生活保護やひとり親世帯等に関する支援制度について 説明し、必要に応じたより適切な支援ができるように関係課、関係機関と連携し対応し ています。
- ◆離婚や親権等、司法手続きに関する相談機関についての情報を提供しています。
- ◆就職の相談を受けたときは、市の無料職業紹介所(わくわ~くステーション)や必要に 応じて自立支援事業(就労支援)に繋いでいます。
- ◆被害者から住宅確保の相談がある場合は、市営・県営住宅の募集や入居の情報提供を行っています。
- ◆被害者に心のケアが必要と判断した際は、保健師相談や医療機関に繋いでいます。
- ◆子どものケアが必要な場合は、家庭児童相談室や学校園所と連携を図り、児童生徒の安全確保に努めています。
- ◆教育委員会においても警察と連携し、小中学校や高校の生徒指導担当との連絡会を定期 的に開催し、情報交換や情報共有に努めています。

課題 被害者の自立に向けての支援体制づくり

被害者の自立への過程で生じる、加害者と遭遇する危険性や各種手続きにおける心理的負担、新しい生活に対する不安を軽減するとともに、自立へのスムーズな移行を支援し、生活再建の道筋を立てていくことが大切です。

また、子どもに対しては、著しい心理的外傷やその後の生活への影響を考慮し、安心感を得て健やかに成長していけるよう継続的に支援していく必要があります。

被害者が早期に自立した生活を送れるよう、警察や県、被害者支援に取り組む民間団体とも協力しながら、生活の再建や住宅の確保、就労に向けた支援を行うとともに、DVに巻き込まれた子どもについても、学校や保育所等、家庭児童相談室、要保護児童対策地域協議会 (**) 1等と連携し支援を行っていく必要があります。

用語解説

(※) 1 要保護児童対策地域協議会とは:虐待を受けた児童だけでなく、非行児童、障がいのある 児童等の要保護児童を早期発見・早期対応することを目的に設置された、市が運営する機関 です。こども家庭センター(児童相談所)や警察、認定こども園、学校等の関係機関が子どもや家庭に関する情報を共有して、支援内容を協議し、連携して支援しています。

第3章 第3次 DV 防止計画の基本的な考え方

1

計画の基本理念

央粟市のまちの将来像を規定する「第2次宍粟市総合計画(前期基本計画)」においては、まちづくりの基本施策の一つとして「男女共同参画の推進」を掲げ、そこには「男女がお互いを尊重し、思いやりの心をもち、性別にとらわれることなく、誰もがあらゆる分野に参画し、ともに責任を担うことにより、自分らしく生きることのできるまちをめざします」と示されています。

また、「宍粟市人権施策推進計画」では、「一人一人の人権を尊重するまちづくりをめざします」、「差別や偏見をなくし、自己実現できるまちづくりをめざします」、「人権を文化として定着させ、お互いを認め合い、共に生きるまちづくりをめざします」の三つの基本理念を定めています。

さらに、「第2次宍粟市男女共同参画プラン」では、「〜自分が変わる、社会を変える〜 一人ひとりを認めあい 支えあうまち しそう」を基本理念として、重点目標の一つに「人権を尊重する意識の醸成」を定めています。

このようなことから、『第3次宍粟市DV防止・被害者支援基本計画』においても当初DV防止から掲げる基本理念の趣旨を踏襲し、だれもがいきいきと安心して暮らせるまちをめざして、基本理念を次のように定めます。

<基本理念>

一人ひとりがともに認め合い、DVのない、 いきいきと安心して暮らせるまち しそう



基本目標

宍粟市におけるDV防止及び被害者支援のための施策を実施するにあたり、基本理念「一人ひとりがともに認め合い、DVのない、いきいきと安心して暮らせるまち しそう」の実現に向けて、第2次計画の基本目標を引き継ぎ、各種施策に取り組みます。

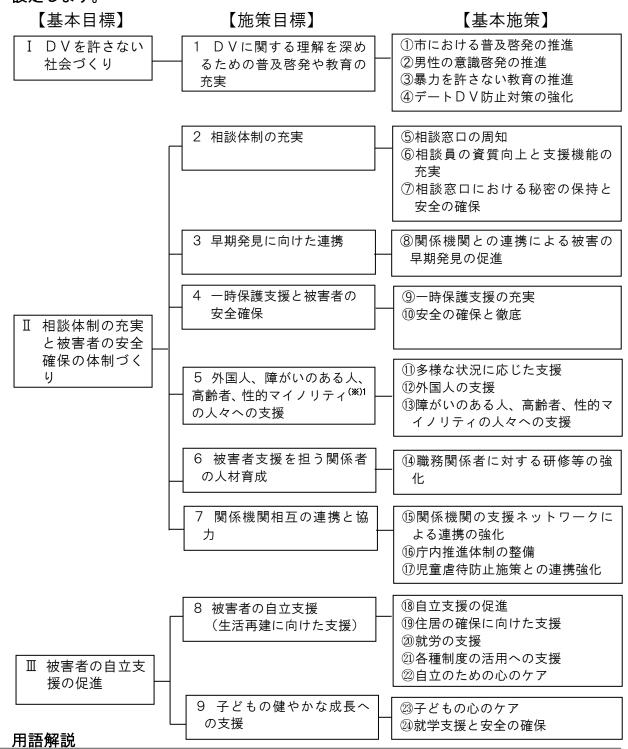
基本目標 I DVを許さない社会づくり

基本目標Ⅱ 相談体制の充実と被害者の安全確保の体制づくり

基本目標皿 被害者の自立支援の促進

3 計画の体系

基本理念のもと、第3次DV防止計画を推進するため、施策体系を次のように 設定します。



(※) 1 性的少数派を総称することば。何らかの意味で「性」のあり方が多数派と異なる人のこと。 同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー(生まれたときの法的・社会的性別とは違う性別 で生きる人、生きたいと望む人)などが含まれる。

第4章 具体的な施策の展開

基本施策と今後の具体的な取組

基本目標

DVを許さない社会づくり

施策目標1 DVに関する理解を深めるための普及啓発や教育の充実

働く場や地域など、市民が暮らす様々な生活の場で、DVについて正しい知識を深めるとともに、DV防止に向けた啓発の推進や相談窓口の広報・周知を行います。

基本施策	具体的な取組内容	関係課
①市における普及	◎企業なども含めた市民への啓発を広くすすめるた	社会福祉課
啓発の推進	│ め、民間団体と協力しながら、働く場や地域など市 │ 民が暮らす様々な生活の場で、DV関連講座やセミ	人権推進課
	氏が春らり様々な生活の場で、DV関連講座やでき ナー等を開催し、DV防止のための取組を推進しま	社会教育文化財課
	す。	市民協働課
	◎市職員に対し、DVは重大な人権侵害であることの	社会福祉課
	意識醸成及び外国人、障がいのある人、高齢者、性的 マイノリティなど被害者が持つ多様な背景への理解	人権推進課
	促進のための研修を企画・実施します。	総務課
②男性の意識啓発	◎男性のための相談(被害・加害とも)体制を整備す	社会福祉課
の推進	ることで、相談者が問題解決に向けた行動がとれる よう、男女共同参画の視点に立った男性の意識啓発 に努めます。	人権推進課
	◎講演会等を通じて、人権意識の向上を図り、固定的な性別役割分担意識を解消するため、男女共同参画セミナーを開催します。	社会福祉課 市民協働課 人権推進課 社会教育文化財課
③暴力を許さない 教育の推進	◎保育所、幼稚園、こども園の乳幼児期から小学校以降の学校教育の各段階において、暴力を許さない教育や、男女平等感に基づいた人権教育の一層の推進を図ります。あわせて保育士や教職員等への意識啓発を行います。	教育総務課 学校教育課 こども未来課

④デートDV防止 対策の強化	◎関係機関等と連携し、高校生等を対象に予防啓発を 推進します。また、より若い世代である中学生に向 けた啓発を検討し、デートDV防止の取組を強化し ます。	社会福祉課 人権推進課 学校教育課
	◎デートDVに関するポスターを作成し、若者が多く 利用するコンビニエンスストアのトイレ等への掲示 を依頼し、デートDVへの認識・理解を高めること で未然防止に努めます。"デートDV"という言葉や 知識の認知度を高めることでデートDVの未然防止 に努めます。	社会福祉課

基本目標 Ⅱ

相談体制の充実とDV被害者の安全確保の体制づくり

施策目標2 相談体制の充実

相談窓口の情報を記載した広報物の作成、配布等により、相談窓口のより一層の 周知を行うとともに、被害を発見しやすい立場にある関係機関や関係者に対して相 談窓口の周知・情報提供に努めます。

基本施策	具体的な取組内容	関係課
⑤相談窓口の周知	◎市ホームページや広報誌等でDV防止や相談窓口の	社会福祉課
	広報・啓発活動を推進します。	
	◎相談窓口の情報を掲載したカードやパンフレットを	社会福祉課
	作成・配布し、相談窓口のより一層の周知に努めま	
	す。	
	◎母子健康手帳の交付時に、DV相談窓口等に関する	社会福祉課
	パンフレットを配布し、相談窓口の啓発を行います。	保健福祉課
	◎DVに関する情報や相談窓口を掲載したカードを公	社会福祉課
	共機関だけでなく、市内のスーパーマーケットのト	
	イレや医療機関の窓口への設置を依頼し、相談窓口	
	のより一層の周知に努めます。	
⑥相談員の資質向	◎被害者の支援に携わる相談員等に対し、研修に参加	社会福祉課
上と支援機能の	できる機会を確保し、相談員の資質向上を図ります。	
充実		
	◎相談員等が二次受傷により心身の健康を損なうこと	社会福祉課
	なく、継続的、安定的に支援ができるよう、メンタ	総務課
	ルヘルス研修や心の相談の実施により、相談員等の	
	心身の健康保持に努めます。	

⑦相談窓口におけ	◎相談窓口における相談者のプライバシーと安全の確	社会福祉課
る秘密の保持と	保に努めます。	関係各課
安全の確保 	◎相談・支援に関する安全な情報共有の仕組みや情報	社会福祉課
	の保護に努めます。	総務課
		関係各課
	◎「DV被害者対応マニュアル」の更新を毎年行い、	社会福祉課
	相談に対応する職員に対し、情報の保護と管理につ	関係各課
	いて周知徹底を行い、被害者が安心して相談できる	
	体制を整えます。	

施策目標3 早期発見に向けた連携

DV防止法第6条では「配偶者からの暴力を受けている者を発見した場合は、その旨を通報するよう努めなければならない」とされています。被害の早期発見に向けては被害者の身近にいる人が、被害者の意思を尊重しながら適切な支援に結びつけていくことが重要です。

業務を通じて被害を発見しやすい立場にある医療機関や警察に対しては、相談窓口などDVに関する情報提供を行うとともに、それぞれの役割と位置づけを考慮しながら、相互連携を図っていく仕組みの構築が必要です。

さらに、地域において活動する民生委員児童委員、主任児童委員や保育所、幼稚園、こども園、学校は家庭に接触する機会が多く、DVを発見する可能性があることから、これらの関係者に向けてもDVに関する意識啓発や相談窓口等の情報提供を行うことが重要です。

基本施策	具体的な取組内容	関係課
⑧関係機関等との 連携による被害 の早期発見の促 進	◎業務を通じて被害を発見しやすい立場にある医療機関や警察に対し、相談窓口などDVに関する情報提供を行うとともに、それぞれの役割と位置づけを考慮しながら相互連携の仕組みを構築します。	社会福祉課保健福祉課
	◎地域において活動する民生委員児童委員、主任児童 委員に対して、被害の早期発見に向けてDVに関する 意識啓発や相談窓口等の情報提供を行います。	社会福祉課
	◎保育所や幼稚園、こども園、学校は児童・生徒の保護者との日常のコミュニケーションにおいて、各家庭の状況を把握する可能性が高いことから、学校等の関係者に対し、被害の早期発見に向けDVに関する意識啓発や相談窓口等の情報提供を行います。	社会福祉課 学校教育課 こども未来課

◎DV相談窓口に通報があった場合は、通報者に対し、	社会福祉課
被害者の意思と安全に配慮しながら、被害者に相談窓	
口への相談を勧奨するように依頼するとともに、緊急	
性が高い場合の対応について情報提供するなど、被害	
者の安全確保に繋げるよう取り組みます。	

施策目標4 一時保護支援と被害者の安全確保

DV被害者支援において、被害者とその子ども等の安全確保は最優先に行うべきであり、関係機関等と連携しながら迅速かつ適切な支援を行うことが重要です。

宍粟市では兵庫県女性家庭センターをはじめ、県こども家庭センター、警察等と連携し、一時保護支援を行っており、関係機関と連携して被害者の心身の状況に応じたケアや支援をしていく必要があります。

さらに、被害者や子どもを連れ戻そうとする加害者も少なくないことから、加害者からの追跡への対応等については、情報管理を徹底し被害者とその子どもの安全確保に努めます。

基本施策	具体的な取組内容	関係課
⑨―時保護支援の	◎広域的な対応を行えるよう兵庫県女性家庭センター	社会福祉課
充実	との連携を強化します。	保健福祉課
	◎一時保護支援の際には、警察と連携し、適切かつ迅	社会福祉課
	速な対応を行います。	保健福祉課
	◎一時保護中、被害者とその子どもが精神的な安定を	社会福祉課
	取り戻せるよう、本人の状況や状態に応じた適切なケ	保健福祉課
	アを行うよう兵庫県女性家庭センターや家庭児童相	
	談室等関係機関等と連携し対応します。	
⑩安全の確保と徹	◎被害者に対し、保護命令の制度や手続き等について	社会福祉課
底	情報提供するとともに、裁判所から保護命令の通知を	保健福祉課
	受けた時は、家庭児童相談室や学校園等の関係機関と	学校教育課 こども未来課
	連携を図りながら、被害者とその子どもや親族等の安	ことも木米誄
	全確保に努めます。	
	◎家庭児童相談室は、学校園や関係機関等と連携し、	社会福祉課
	被害者とその子どもの安全確保に努めます。	関係各課
	◎被害者の安全の確保のため、情報の保護と管理を徹	社会福祉課
	底します。	関係各課
	◎情報の保護と管理について周知徹底するための研修	社会福祉課
	等を、関係部署を含めた職員に対し計画的に行いま	総務課
	す。	

施策目標 5 外国人、障がいのある人、高齢者、性的マイノリティの人々への支援

DV被害者に対する支援では、母国語による支援が必要な外国人をはじめ、障がいのある人や高齢者、性的マイノリティの人々など、被害者の置かれている立場や状況を十分に理解し、必要な配慮を行いながら一人ひとりが抱える課題や心身の状況に応じた支援を行うことが求められています。

基本施策	具体的な取組内容	関係課
⑪多様な状況に応	◎被害者一人ひとりが抱える課題や必要な支援が異な	社会福祉課
じた支援	ることへの認識を持ち、個々の状況等に応じた支援	人権推進課
	を行います。	
⑫外国人への支援	◎外国人被害者の相談にも対応できるよう、通訳者の	社会福祉課
	確保など、言葉や文化の違い等に配慮した対応に努	市民協働課
	めます。	関係各課
③障がいのある	◎障がいのある人者へのDVについては、障がいのあ	社会福祉課
人、高齢者、性	る人の相談に関わる機関にDV被害者支援に関する	障害福祉課
的マイノリティ の人々への支援	情報等を提供するなど、被害者が適切な支援を受け	福祉相談課
の人々への文版	られるよう関係機関と連携します。	
	◎高齢者へのDVについては、被害者が適切な支援を	社会福祉課
	受けられるよう高齢者虐待に関する相談窓口等の関	障害福祉課
	係機関と連携します。	福祉相談課
	◎性的マイノリティの人々へのDVについては、個別	社会福祉課
	のニーズ等に配慮しながら、被害者が適切な支援を	人権推進課
	受けられるよう、関係機関と連携します。	福祉相談課

施策目標6 被害者支援を担う関係者の人材育成

相談や支援を担う職員及び関係機関は、それぞれの立場において、DVの特性や 状況を踏まえて適切な対応を行うことが求められており、高い専門性を持つことが 重要です。

関係職員等の不適切な対応により、被害者の安全を脅かし、その心に一層の傷を与えてしまうこともあるため、支援を行う関係者は、研修等により資質向上を図るとともに支援に関する経験やスキルを蓄積していくことが必要です。

また、被害者支援に直接かかわらない部署の職員においても、DV相談窓口対応マニュアルを活用し、DVが重大な人権侵害であることの正しい認識と、被害者への適切な対応を身につけ、相談者が安心して相談できる体制を整えることが重要です。

基本施策	具体的な取組内容	関係課
④職務関係者に対する研修等の強化	◎DV担当課は、DV防止ネットワーク会議やDV対策庁内調整会議において、被害者支援に関する事例検討等を積極的に行い、支援に関する知識やスキルについて情報共有・交換することにより支援の質の向上を図ります。	社会福祉課 保健福祉課 関係各課
	◎職員に対し、DVは重大な人権侵害であることの意	社会福祉課 総務課

施策目標フ 関係機関相互の連携と協力

DV被害者に対しては、発見から自立した生活の再建まで、段階に応じた切れ目のない支援が必要です。

宍粟市では、関係機関や関係部署等で構成する「宍粟市DV防止ネットワーク会議」を設置し、情報交換や課題の共有を通じた連携に努めることとしています。

DV担当課が中心となって、DV対策に係る関係機関の連携体制の検討・調整を行い、密接な連携を図りながら、施策をより効果的に推進していくことが必要です。

基本施策	具体的な取組内容	関係課
⑤関係機関との支援ネットワークによる連携の強化	◎宍粟市DV防止ネットワーク会議を開催し、DVへの正しい認識と被害者の安全な避難等の対応について、共通認識を持ち支援体制を確立します。	社会福祉課 保健福祉課 関係各課
(⑥庁内推進体制の 整備	◎庁内関係部署による宍粟市DV対策庁内調整会議を 開催し、被害者等の保護及び支援の検討や、ケース に応じた自立支援策の効果的な推進に必要な連絡調 整を行うとともに、DV防止計画の進捗状況や検証 を行いながら庁内の支援体制を確立します。	社会福祉課 関係各課
①児童虐待防止施 策との連携強化	◎ D V は児童虐待と密接に関係しているため、児童相談室をはじめ、子どもに対応する関係機関と連携をより一層密にしながら、被害者とその子どもの状況について十分把握し、子どもの心のケアと親子関係の再構築について継続的な支援を行います。	社会福祉課 保健福祉課 学校教育課 こども未来課 関係各課

基本目標 Ⅲ

被害者の自立支援の促進

施策目標8

被害者の自立支援(生活再建に向けた支援)

被害者がこれまでの生活の場を離れ、新たな場所で自立して生活しようとする過程において、自身の精神的回復、就労や住まいの確保、子どもの心のケアや就学など様々な解決すべき課題に直面します。

被害者の自立支援に当たっては、生活保護制度やひとり親家庭に対する支援制度、 住宅確保に関する制度など各種制度を所管する関係機関が相互に連携して継続して支援を行うことが重要です。特に被害者が新たな地域で生活を始める場合には従 前の地域での支援が引き継がれるよう自治体間で広域的な連携を行う必要があり ます。

基本施策	具体的な取組内容	関係課
⑱自立支援の促進	◎被害者の意思を尊重しながら、状況に応じてニーズ	社会福祉課
	を把握し、必要な情報提供を行います。	
	◎被害者の自立に向け、必要に応じて離婚や親権等の	社会福祉課
	司法手続に関する情報提供を行います。	
19住居の確保に向	◎子どもを同伴する被害者について、母子生活支援施	社会福祉課
けた支援	設を活用し、自立に向けた支援を行います。	保健福祉課
	◎被害者が安心して生活できる住居の確保について、	社会福祉課
	市営・県営住宅の入居条件等の情報提供を行います。	都市整備課
	また、一時保護施設退所後に県営住宅への入居を希	
	望される場合は、一般世帯優先住宅及び母子・父子	
	世帯の優先住宅への入居制度を活用した支援を行い	
	ます。	
⑳就労の支援	◎ハローワークや宍粟市無料職業紹介所(わくわ~く	社会福祉課
	ステーション)や就労支援事業担当と連携し、被害	
	者の状況に応じて求人情報の提供や就労に関する相	
	談対応を行います。	
	◎DV被害者の就労に関する企業の理解促進を深める	社会福祉課
	ためのチラシを作成し、配布します。	人権推進課
 ②各種制度の活用	│ ◎生活再建に向け、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法	ひと・はたらく課 社会福祉課
への支援(経済	● 生石丹建に向け、光重価性広、母子及び雰婦価性広 等に定められた制度について説明し、被害者の置か	関係各課
的支援等)	すに定められた	
	ように、庁内の諸手続きを一元的に対応するワンス	
	トップサービスの体制づくりを行います。	

	◎被害者が転居先で生活を始める際には、医療保険、	社会福祉課
	国民年金、健康診断や子どもの予防接種等の必要な	関係各課
	行政サービスを受けることができるよう他市町との	
	連携や同行支援を行います。	
②自立のための心	◎被害者の心の健康の回復を目指し、心理相談やカウ	社会福祉課
のケア	ンセリング機関の情報提供を行い、早期に相談機関	保健福祉課
	につなぐことで被害の深刻化を防ぎます。	

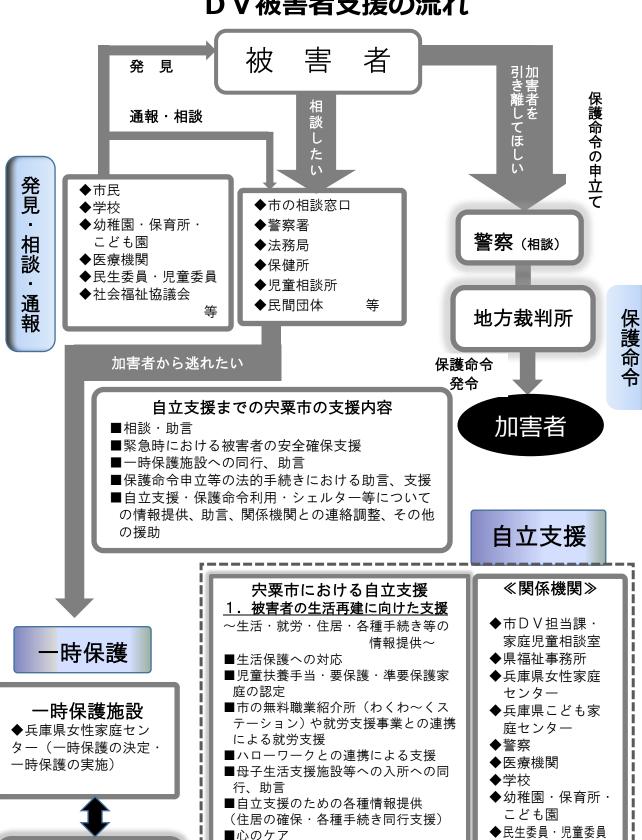
施策目標9 子どもの健やかな成長への支援

子どもがDVを目撃するなど、DVに巻き込まれた子どもの支援については、要保護児童対策地域協議会において、関係機関の支援方針等について情報共有を図り、被害者やその子どもへの継続的な見守りを行います。

また、就学や保育について被害者の状況に応じて柔軟に対応するとともに、被害者の子どもが安心して適切に就学できるよう手続きの支援を行います。

基本施策	具体的な取組内容	関係課
②子どもの心のケ	◎要保護児童対策地域協議会において、関係機関の支	保健福祉課
ア	援方針等について話し合い、情報共有を図ります。	社会福祉課
		関係各課
	◎学級担任等が子どもの状況を把握し、関係機関との	学校教育課
	連携により継続的に子どもを見守ります。	保健福祉課
	◎DVの影響を受け、家庭環境に不安を抱く子どもに	保健福祉課
	対し、定期的に教育相談等を行うことで、家庭から	学校教育課
	離れた場に子どもが相談しやすい環境を作ります。	
@就学支援と安全	◎就学や保育について、避難先の教育委員会等の関係	社会福祉課
確保	機関と連携し、転校等の手続の支援を行います。	教育総務課
		学校教育課
		こども未来課

DV被害者支援の流れ



28

2. 被害者の子どもへの対応

学校への対応(就学支援)

■子どもの心のケア

■保育所・幼稚園・こども園への入園、

警察(安全対策)

◆社会福祉協議会

◆弁護士

第5章 計画の推進と数値目標

第3次DV防止計画を推進していくため、次のような推進体制により取組を進めるとともに、進行管理を行っていきます。

1 計画の推進体制

DV被害者の相談をはじめ総合的な支援を行うため、兵庫県や警察、医療関係者、福祉関係者、学校関係者等関係機関や団体等で構成される「宍粟市DV防止ネットワーク会議」を活用し、関係機関との情報共有や連携を図るとともに、宍粟市DV対策庁内会議を中心としてこの計画を推進します。

2 計画の進行管理

この計画に定める施策を効果的に推進するため、宍粟市DV対策庁内調整会議において、DV防止やDV被害者への支援施策の取組状況を取りまとめ、進捗状況や課題を共有します。

その実績や課題等の情報を宍粟市DV防止ネットワーク会議において報告し、PDCAサイクルによりこの計画に定める施策の点検・評価・改善を行います。

3 数値目標

第3次DV防止計画を着実に推進していくため、次のとおり数値目標を設定します。目標達成に向け、相談窓口の周知や予防啓発に向けた取組を推進します。

数値 目標

「デート DV 」ということばの認知度(内容を知っている)

DVについて相談できる窓口の認知度(知っている)

基準値 ― 目標値 _{令和7 (2025) 年度} 100%



・配偶者等や恋人から暴力を受けたことがある人のうち、被害を相談した人の割合

基準値 男性:41.2% 平成30 (2018) 年度 女性:50.7% 目標値 男性:51.0% 女性:61.0%

参考資料

第2次宍粟市男女共同参画プラン(令和2年3月策定) 抜粋

基本方針 3 人権を尊重する意識の醸成

現状と課題

男女共同参画社会の実現の基本となるのは人権の尊重です。だれもが生まれながらにしてもっている人間としての権利は、どのようなときでも尊重されなければなりません。

ドメスティック・バイオレンス(DV)について、以前は、社会の理解が不十分で個人的な問題としてとらえられやすく、被害が潜在化することが多くありました。しかし、近年では「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」等の法整備が進むとともに、生命に関わる重大な問題として人々の意識の面でも徐々に理解が進んできています。

今後も、DVやデートDV、セクシュアル・ハラスメント等の行為は人権侵害であるという認識を広め、男女間のあらゆる暴力の根絶に向け、関係機関と連携し、暴力を許さない社会意識の醸成に向けた取り組みを進めていく必要があります。

また、近年、高度情報化が進展する中で、新聞・図書・テレビ・インターネット等のメディアによる情報が人々に非常に大きな影響を与えています。メディアを通じて人権に対する意識や男女共同参画の重要性がより広く理解される可能性がある一方で、固定的な性別役割分担を前提とした表現、あるいは女性の身体的・性的側面のみを強調した表現や、暴力を肯定した表現等も依然として見受けられます。

このような環境の中で、メディアからのさまざまな情報を解釈し、判断する能力を身につけていくことが求められます。メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力(メディア・リテラシー)の向上に向けた学習・啓発活動が必要です。

数値 目標

・「デート DV」ということばの認知度(内容を知っている)

基準値 – 目標値 70.0%



・配偶者等や恋人から暴力を受けたことがある人のうち、被害を相談した人の

> 目標値 男性:58.0% ^{令和11 (2029) 年度} 女性:70.0%

施策の方向

① 女性の人権、女性への暴力等の問題に対する社会意識の醸成

No	施策	内 容	担当課
		・女性の人権や女性への暴力等の問題について、	
		人権尊重意識の啓発を図るための講演会、研	人権推進課
19	意識啓発の推進	修会等を開催します。	社会福祉課
		・DVやデートDV等に対する正しい認識を広	社会教育文化財課
		めるための情報提供、啓発を行います。	

② ドメスティック・バイオレンス (DV) 等の防止対策の推進

No	施策	内 容	担当課
20	DVやデートDV防 止対策の推進	·家庭や学校、地域において、DVやデートD Vの被害者·加害者にならないよう、DVやデ ートDVの防止等に関する学習を実施します。	人権推進課 社会福祉課 学校教育課 社会教育文化財課
21	DVやデートDV被 害者に対する相談・ 支援体制の充実	・相談窓口の周知を図ります。 ・母子父子自立支援員等による相談と自立に向けた支援を行います。 ・関係機関との連携を強化し、DVやデートDVの早期発見、保護等に努めます。	人権推進課 社会福祉課
22	児童虐待防止対策の 推進	・児童虐待の予防、早期発見のため、要保護児 童対策地域協議会をはじめ、警察、医療機関、 県健康福祉事務所、児童相談所等、関係機関の 連携を強化します。	保健福祉課

③ 公衆に表示する情報における人権の尊重

No	施策	内 容	担当課
23	市の情報発信の取り組み	・市が作成する広報・発行物・ポスター・チラシ等は、男女共同参画の視点から、広報紙の発行の留意点等に基づき適正な表現を行います。	人権推進課 秘書広報課 関係各課
24	メディア・リテラシ 一の啓発	・メディアの発信する情報から固定的な性別役割分担意識や男女の人権について、正しく判断する能力を身につけられるよう、市民や小・中学生、保護者等に対してメディア・リテラシーの重要性の啓発を行います。	人権推進課 学校教育課 こども未来課 社会教育文化財課
25	有害図書等の規制	・有害図書等を排除し環境浄化を図るため、書店、コンビニエンスストア等に対して陳列管 理の要請を行います。	人権推進課 社会教育文化財課 学校教育課

○宍粟市配偶者からの暴力対策に関する基本計画策定検討委員会設置要綱

平成23年5月25日告示第50号

(設置)

第1条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第2条の3第3項の規定に基づき、本市における配偶者からの暴力対策及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するにあたり、広く関係者等の意見を反映させるため、宍粟市配偶者からの暴力対策に関する基本計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 基本計画の目標、現状と課題及び今後の取組に関すること。
 - (2) その他基本計画の策定について必要なこと。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 市内各種関係団体の代表者
 - (3) 市民の代表
 - (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から当該基本計画を策定する年度の末日までとする。 ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。
- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、配偶者暴力対策担当課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

○宍粟市DV防止ネットワーク会議設置要綱

平成24年7月9日告示第86号

(設置)

第1条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第2条に基づき、配偶者からの暴力(以下、「DV」という。)を防止するとともに、被害者の自立を支援するための施策の実施に関する必要な事項を協議するため、宍粟市DV防止ネットワーク会議(以下「ネットワーク会議」という。)を設置する。

(協議事項)

- 第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。
 - (1) 総合的なDV防止対策に関すること。
 - (2) DVを受けた者の需要に応じた支援及び自立支援に関すること。
 - (3) DV防止対策に係る関係機関との情報交換及び連携強化に関すること。
 - (4) その他DV防止対策の推進に必要な事項に関すること。 (組織等)
- 第3条 ネットワーク会議の委員は、DV防止対策に係る関係機関の代表者のうちから、市長が委嘱する。
- 2 ネットワーク会議に座長を置き、DV防止対策担当部長をもって充てる。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 座長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 ネットワーク会議は、座長が招集する。

(庶務)

第5条 ネットワーク会議の庶務は、DV防止対策担当課において処理する。 (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

○宍粟市DV対策庁内調整会議規程

平成24年6月18日市長決裁

(設置)

第1条 配偶者等からの暴力(以下「DV」という。)の防止及び個人のニーズに応じた自立 支援策の効果的な推進に必要な連絡調整を行うため、宍粟市DV対策庁内調整会議(以下「調 整会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 調整会議が所掌する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 関係機関相互の情報交換及び連絡調整に関すること
 - (2) 被害者等の保護及び支援の検討に関すること。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、DV防止対策の推進に関すること。

(組織等)

- 第3条 調整会議は、男女共同参画担当課長、DV対策担当課長その他関係課長をもって組織する。
- 2 調整会議に議長を置き、DV対策担当課長をもって充てる。
- 3 議長は、会務を総理する。
- 4 議長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ議長が指定した者がその職務を代理する。

(会議)

- 第4条 調整会議は、議長が招集する。
- 2 調整会議の構成員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席 させることができる。
- 3 議長は、必要に応じて関係職員又は関係機関、団体等の関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 調整会議の庶務は、DV対策担当課において処理する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成24年6月18日から施行する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

: 平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号

目次

前文

第一章 総則 (第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条-第五条)

第三章 被害者の保護(第六条-第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二条)

第五章 雜則 (第二十三条—第二十八条)

第五章の二 補則 (第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援する ことを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

- 第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第 五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施 策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。) を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計 画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する 基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、 遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施 設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う 機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行ってよ
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、 第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一 時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その 他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整 その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は 疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警 察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとす る。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定 は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は 疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター 等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に 応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容 について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号) に定める福祉に関する事務所 (次条において「福祉事務所」という。) は、生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和三十九年法律第百二十九号) その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県 又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護 が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の 申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。 以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあって は配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者 が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその 知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞(しゆう)恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はそ の性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において 密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この 項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著し

く粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。) の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人 の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所が ないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
 - 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の 配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大き いと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している 子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必 要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談 し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。 (保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条 保護命令は、ロ頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しく

は保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求める ものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、こ れに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁 論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日 における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は 居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、 又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五 号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発し た旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書 に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職 員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター) の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、 同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効 力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から 第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さな ければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合 について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、 当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規 定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した 後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算 して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの 命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定によ

- り当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。 (第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)
- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証 人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又は その支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用 する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判 所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための 教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加 害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研 究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動 を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

- 第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。
 - 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生 労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に 委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用 のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
 - 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻 関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規 定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四 項まで、第十一条第二 項第二号、第十二条第 一項第一号から第四号 まで及び第十八条第一 項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚 姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場 合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に

処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は 第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する 第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項に ついて虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。 附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(給計)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等 を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第四条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。 〔次のよう略〕

附 則〔平成一六年六月二日法律第六四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

- 第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同 条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。
- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体 に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの 法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」とい う。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限 る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあ るのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一九年七月一一日法律第一一三号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の目から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件 については、なお従前の例による。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第三条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。 〔次のよう略〕 附 則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。
 - (銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)
- 2 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。 [次のよう略]

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

3 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。 [次のよう略]

附 則〔平成二六年四月二三日法律第二八号抄〕

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当 該各号に定める日から施行する。
 - 一 〔前略〕附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
 - 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条まで の規定 平成二十六年十月一日

三 [略]

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月二六日法律第四六号抄〕

(施行期日)

- 第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各 号に定める日から施行する。
 - 一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日
 - 二・三 〔略〕

(その他の経過措置の政令への委任)

- 第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。 [検討等]
- 第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規 定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申 立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結 果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社 会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な 措置を講ずるものとする。